

生命保険は相続に強い!その理由とは?

相続対策において、生命保険は欠かせないといわれます。
なぜ、生命保険の利用が相続対策のうえで、有利なのでしょう?
その理由は、生命保険自身の持つ商品特性が、相続対策に有効なのです。



特性① 相続発生時に、すぐに現金が用意できる

いつ相続が生じて、必要とする相続対策（相続税納付・円満な財産分け資金など）に対して、すぐに現金が用意できます。

特性② 分割が自由にできる（分けやすい資産の確保）

相続のバランスをとることができ、受取人と受取金額を指定することで、残したい人に確実に渡せます。
（法定相続人以外の人にも、確実に財産の配分ができます）

特性③ 不確実なこと（相続発生）に確実に備えることができる

保険の場合、加入した時からすぐ保障（設計した保険金額）が得られます。そのため、いつ起きるか分からない相続に確実に備えられ、加入したその日から安心が手に入ります。

特性④ 税法上の優遇措置がある

保険金には、非課税限度額「500万円×法定相続人の数」があります。銀行預金や有価証券などには、この優遇措置はありません。

特性⑤ 生命保険は「受取人固有の財産」である

生命保険金（死亡保険金）は遺産分割の対象ではありません。相続放棄をしても、生命保険金（死亡保険金）は受取ることができます。